

## 令和6年度第3回介護保険運営協議会次第

日時 令和6年12月11日(水)  
午後1時30分～3時  
場所 一関市役所本庁舎2階大会議室B

### 1 開 会

### 2 挨拶

### 3 審 議

#### (1) 報告事項

ア 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の廃止について （資料No.1）

イ 指定地域密着型サービス事業所の指導監査について （資料No.2）

【一関地区広域行政組合情報公開条例第7条第3号アに該当するため非公開】

ウ 一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正について （資料No.3）

エ 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託届出について  
（資料No.4）

#### (2) 協議事項

ア 第9期介護保険事業計画の進捗状況について （資料No.5）

#### (3) その他

### 4 その他

### 5 閉 会

(次回開催：令和7年2月26日(水) 午後1時30分)

## 介護保険運営協議会委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日

※任期途中での変更があった場合は現任者を掲載

No.	役員	地域	氏名	所属	選出規定	備考
1	会長	一関	秋保茂樹	一般社団法人一関市医師会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
2		花泉	吉原 睦	一関歯科医師会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
3		川崎	岩 渕 一 昌	両磐ブロック高齢者福祉協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
4		一関	高 橋 一 夫	一般社団法人岩手県介護老人 保健施設協会 事務局長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
5	副会長	一関	村 上 秀 昭	社会福祉法人一関市社会福祉 協議会 介護事業課長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
6		一関	佐々木 裕 子	一関市民生委員児童委員連絡 協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
7		平泉町	佐 藤 照 子	平泉町民生児童委員協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
8		一関	阿 部 英里子	両磐地区介護支援専門員協議会 理事	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
9		一関	長 澤 茂	一関市医療と介護の連携連絡 会 幹事長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
10		一関	岩 渕 松 義	認知症の人と家族の会岩手県 支部一関地区世話人	第3条第1項第2号 (被保険者)	
11		一関	沼 倉 恵 子	一関市まちづくりスタッフパ ンク	第3条第1項第2号 (被保険者)	
12		藤沢	小野寺 健 一	一関市行政区長会連絡協議会 会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
13		一関	長 田 昌	一関市老人クラブ連合会一関 支部 支部長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
14		花泉	佐 藤 みさ子	一関市保健推進委員連絡協議 会 副会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
15		-	木 村 博 史	岩手県一関保健所長	第3条第1項第4号 (学識経験者)	

(順不同)

介護保険運営協議会出席職員名簿

構成市町関係

職名	氏名	備考
介護保険担当参事	山形 雅彦	一関市福祉部長
介護福祉主幹	伊東 裕芳	一関市福祉部長寿社会課長
介護福祉主幹	菅野 文子	平泉町保健センター所長

一関地区広域行政組合関係

職名	氏名	備考
事務局長	佐藤 正幸	
事務局次長兼介護保険課長	千葉 信子	
介護保険課長補佐兼資格給付係長	坂本 光司	
介護保険課長補佐兼認定調査係長	中村 謙介	
介護保険総務係長	糸数 透	
介護保険課主任主事	若生 晃央	
介護保険課主任	鈴木 正志	
一関西部地域包括支援センター所長	小野寺 久美	
一関東部地域包括支援センター所長	佐藤 恵美	
さくらまち地域包括支援センター所長	太田 真希子	
はないずみ地域包括支援センター所長	小野寺 伸	
しぶたみ地域包括支援センター所長	小野寺 理恵	
ふじさわ地域包括支援センター副看護師長	小野寺 朝子	
ひらいずみ地域包括支援センター所長	千葉 礼子	

一関地区広域行政組合介護保険運営協議会規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第18号

改正 平成24年3月30日 規則第4号

改正 令和6年3月29日 規則第5号

(設置)

第1条 この規則は、一関地区広域行政組合介護保険条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第27号）第3条の規定により、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び推進に関して審議すること。
- (2) 介護サービスの提供に関して審議すること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第5項の規定により地域密着型サービスに関して審議すること。
- (4) 法第54条の2第5項の規定により地域密着型介護予防サービス費の額に関して審議すること。
- (5) 法第78条の2第7項の規定により指定地域密着型サービス事業者の指定等に関して審議すること。
- (6) 法第78条の4第6項の規定により指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (7) 法第115条の12第5項の規定により指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関して審議すること。
- (8) 法第115条の14第6項の規定により指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (9) 法第115条の22第4項の規定により介護予防支援事業者の指定に関して審議すること。
- (10) 法第115条の46に規定する地域包括支援センターの設置、運営、事業評価等に関して審議すること。

- (1) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営上必要と認める事項に関して審議すること。
- 2 協議会は、前項第3号から第9号に掲げる事項並びに地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援（以下「地域密着型サービス等」という。）の質の確保、運営評価その他一関地区広域行政組合管理者が地域密着型サービス等の適正な運営を確保する観点から必要と認める事項を審議するに当たっては、地域密着型サービス等運営委員会（地域密着型サービス等の費用、事業者の指定等、設備及び運営等に関し、市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験者を有する者の知見の活用を図るための必要な措置として設置される委員会をいう。）としての機能を担うものとする。
- 3 協議会は、第1項第10号に掲げる事項を審議するに当たっては、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1項第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会としての機能を担うものとする。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉の関係者
  - (2) 法第9条に規定する第1号被保険者及び第2号被保険者
  - (3) 各種団体等の関係者
  - (4) 学識経験を有する者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、管理者が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、介護保険課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規則第5号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 指定地域密着型（介護予防）サービス事業者の廃止について

### 1 概要

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5に基づき廃止の届け出があった事業所です。

### 2 対象事業所

サービスの種類	事業所名 (事業者名)	事業所 所在地	定員 (人)	指定年月日	廃止年月日	廃止事由
(介護予防) 認知症対応 型共同生活 介護	グループホームやまぼと (一関市)	一関市藤 沢町藤沢 字町裏56	9	H23.9.26	R6.11.1	法人事業 の整理

一 関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(令和6年10月22日一関地区広域行政組合条例第6号)

(一 関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年一関地区広域行政組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ②)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一 関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例(平成27年一関地区広域行政組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。))</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。))</p>

第140条の66第1号ロ②に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立的な運営を確保するものとする。

(人員に関する基準)

第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者

1人

第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立的な運営を確保するものとする。

(人員に関する基準)

第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)により)とすることとする。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ③に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者

1人

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに前項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ前項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤

の職員の員数の基準は、前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合においては、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の第1項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合においては、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則  
(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

# 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

## 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

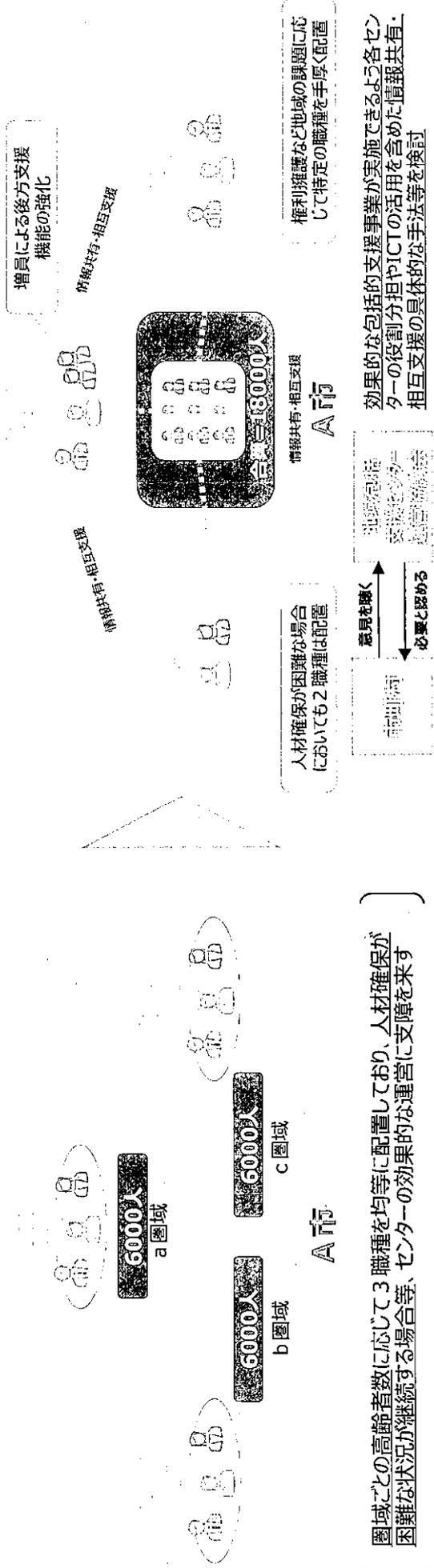
○ センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者）が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「標準の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

現行の配置基準は存置しつつ、柔軟な職員配置を可能とする

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



〔 圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す 〕

○ このほか、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施

- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることとする（介護保険法施行規則の改正(案)）
- ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センター」が育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正(案)）

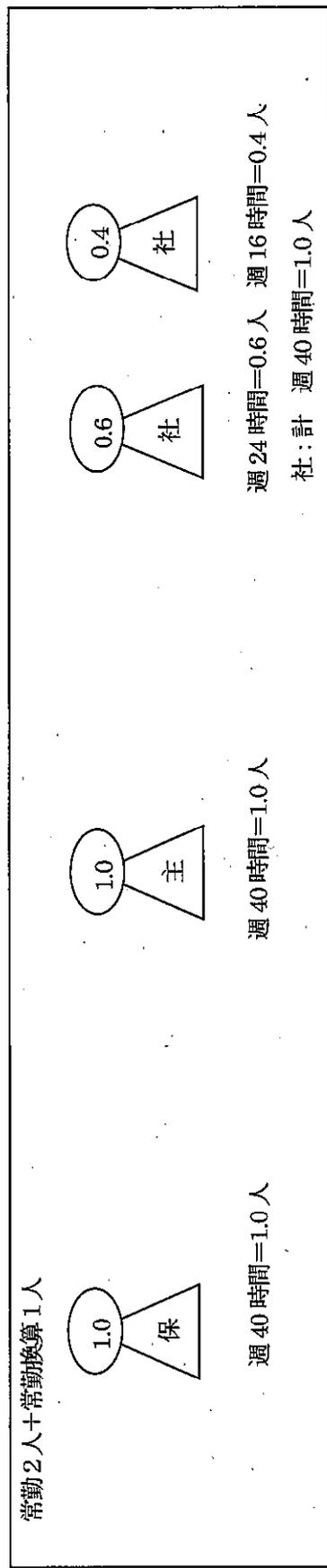
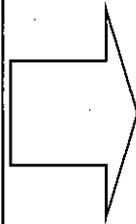
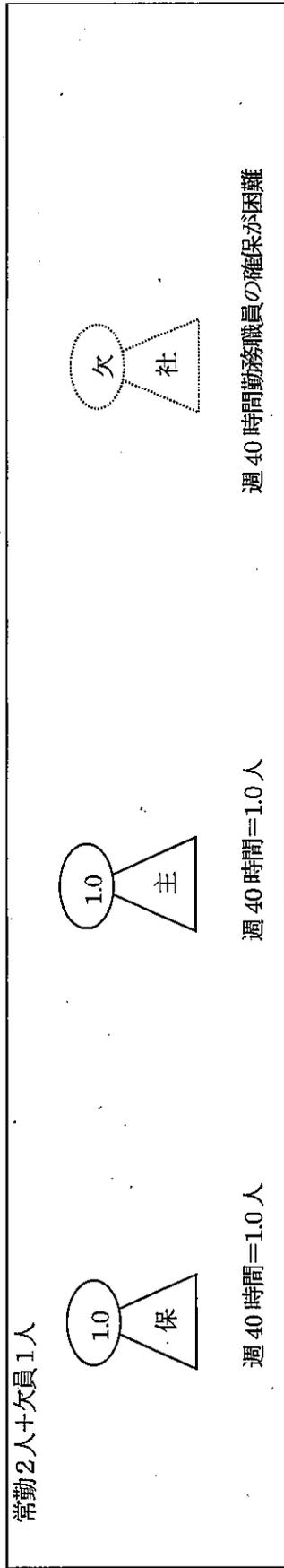
【参考 (例)】 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について (一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例)

保: 保健師等、主: 主任介護支援専門員等、社: 社会福祉士等

1 常勤換算方法による職員の配置 (改正後の第3条 (人員に関する基準) 第1項)

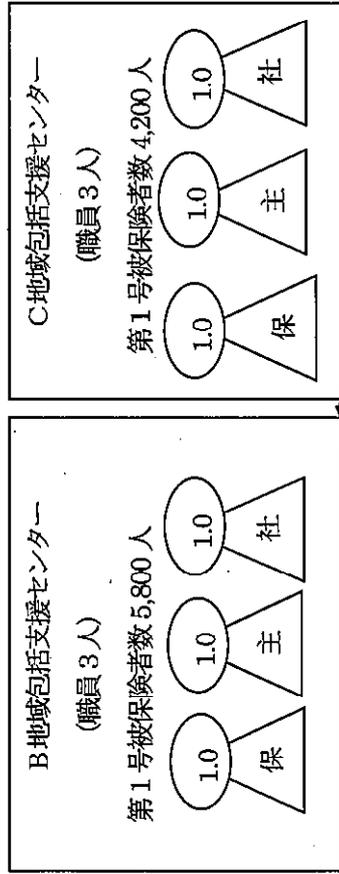
【例1】 A地域包括支援センター

※ 専従常勤の職員の確保が難しい。



※ 短時間勤務で同じ職種の数種の職員の複数を、常勤換算で1人の配置が可能。

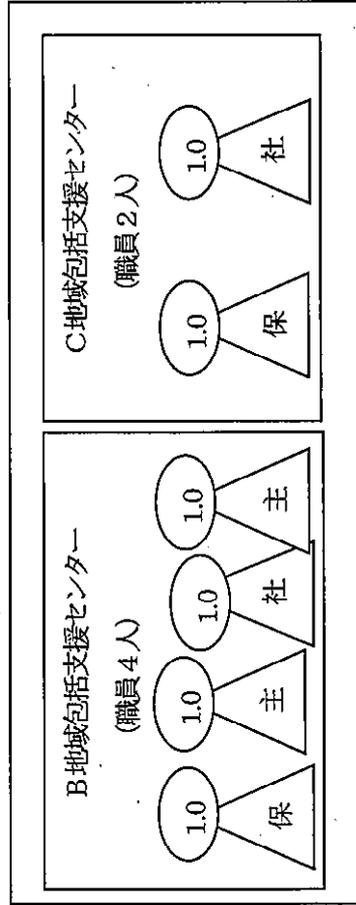
2. 複数圏域の第1号被保険者数に応じた3職種の配置 (改正後の第3条 (人員に関する基準) 第2項)



【例2】 業務量に差がある場合 (業務量が、BがCに比べ多い場合)

※ BとCの区域を1つの区域として、第1号被保険者数計10,000人に対し職員6人を配置

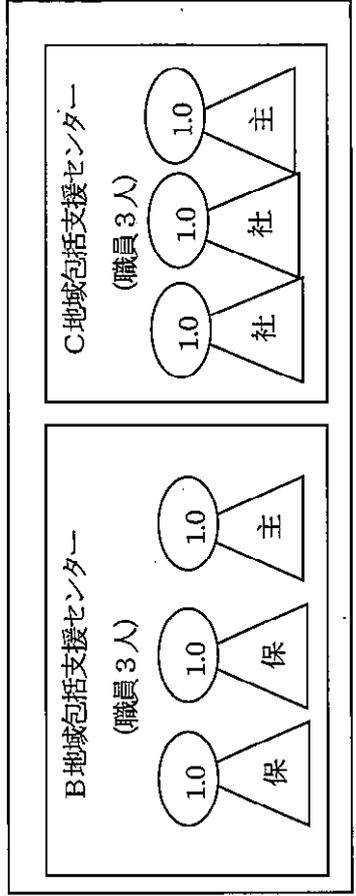
- Bには職員を4人配置
- Cには職員を2人配置



【例3】 複数圏域で配置した同職種の先輩職員による新人の人材育成

※ BとCの区域を1つの区域として、第1号被保険者数計10,000人に対し職員6人を配置

- Bには保健師2人と主任介護支援専門員1人を配置
- Cには社会福祉士2人と主任介護支援専門員1人を配置



指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託について

介護保険法第115条の23第3項及び第115条の47第5項の規定による委託事業所一覧

No	指定介護予防支援等の一部を委託しようとする事業所		委託しようとする指定介護予防支援等の内容										地域包括支援センター																														
	事業所番号	名称	T	所在地	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	西部	東部	さくらまち	はなみずみ	しおたみ	よじさわ	ひらいずみ																						
5010372100354	カルモナケアプラン作成室	020-0637-XXXX	T	滝沢市高屋敷平11番地39	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																											
計																						26	19	17	14	15	7	5															

- 委託する指定介護予防支援の内容
- 1：アセスメントの実施
  - 2：介護予防サービス計画原案の作成
  - 3：サービス担当者会議の開催
  - 4：介護予防サービス計画原案の説明・同意
  - 5：介護予防サービス計画書の交付
  - 6：サービス提供の連携・調整
  - 7：モニタリング
  - 8：評価
  - 9：給付管理
  - 10：その他（介護予防支援等契約に係る説明及び契約締結）

- ※ 介護保険法（平成9年法律第123号）  
第115条の23第3項 指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。  
第115条の47第5項 前項の規定により第一号介護予防支援事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事業者の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- ※ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）  
第140条の36 法第115条の23第3項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。  
第140条の71 法第115条の47第5項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。
- ※ 一関地区広域行政組合地域包括支援センター業務委託契約書第4条の規定による「地域包括支援センター業務内容等に関する仕様書」  
第2(2)エ 指定介護予防支援業務の委託 ① 及び  
第2(1)アiv) 介護予防ケアマネジメント業務の委託 ① より  
「委託に関し介護保険運営協議会に報告すること」としている。

第9期介護保険事業計画の進捗状況について (令和6年10月末現在)

長期目標 令和6～22年度 1 地域包括ケア システムの推進	短期目標 令和6～8年度 その人らしい暮らしを継続するため、地域と医療、保健、福祉、介護の関係が連携し、包括的に自立を支援します。	具体的施策 (1) 地域包括支援センターの体制確保、機能向上 (2) 地域ケア会議の推進 (3) 高齢者本人の生きがいと尊厳を重視した、多様性のある地域包括ケアシステムの推進	検討内容及び実施内容
			<p>(1) 地域包括支援センターの体制確保、機能向上            ○介護予防支援について、居宅介護支援事業所も組合からの指定を受けて実施することが可能になった。            ○地域包括支援センターが行う相談支援業務について、その一部を居宅介護支援事業所へ委託することが可能となった。            ○包括的継続的ケアマネジメント研修会の開催            【令和6年度】            ・第1回 5/27開催 88人参加            研修内容「令和6年度介護報酬改定に関する内容と理解」            情報提供「第2次一関市自死対策推進計画について」            ・第2回 12/25開催予定</p> <p>(2) 地域ケア会議の推進            会議開催実績については、年度終了後にとりまとめ予定            ○個別レベル会議            ・個別ケアケースの課題解決や地域課題発見など            ○日常生活圏域～地域支援会議            ・抽出された地域課題の解決法を検討            ○東部・西部圏域ごとに開催            【令和6年度】            ・西部地域連携推進会議 1月21日(火)開催予定(「8050問題」(調整中))            ・東部地域連携推進会議 第1回10月3日(木)実施。            第2回1月29日(水)予定。            「運転免許を返納した高齢者の地域での役割を考える」</p>

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
		<p>② 地域ケア会議の推進 高齢者本人の生きがいと尊厳を重視した、多様性のある地域包括ケアシステムの推進</p> <p>③ 高齢者本人の生きがいと尊厳を重視した、多様性のある地域包括ケアシステムの推進</p> <p>○住民の主体性を醸成 ・自治会や地区サロン、各種団体での講話を開催 テーマ:介護予防、権利擁護、人生会議など</p> <p>○自立支援型ケアマネジメントの普及・推進、介護予防ケアマネジメント研修会の開催 【令和6年度】 ・7/18 Web講話 69人参加 「薬剤が心身に及ぼす影響を正しく理解しアセスメントにいかすために～薬剤の管理・服用、サプリメント等との飲み合わせを含めて～」</p>	<p>検討内容及び実施内容</p> <p>○ケアマネジメント検証委員会 (多職種協働による自立支援、介護予防・重度化防止の推進) 【令和6年度】 ・第1回 5/29 ・訪問介護の回数が多いケースの検証 1件 ・自立支援型地域ケア会議 2件 ・第2回 7/23 ・自立支援型地域ケア会議 2件 ・第3回 9/18 ・訪問介護の回数が多いケースの検証 1件 ・自立支援型地域ケア会議 1件</p> <p>③ 高齢者本人の生きがいと尊厳を重視した、多様性のある地域包括ケアシステムの推進</p> <p>○住民の主体性を醸成 ・自治会や地区サロン、各種団体での講話を開催 テーマ:介護予防、権利擁護、人生会議など</p> <p>○自立支援型ケアマネジメントの普及・推進、介護予防ケアマネジメント研修会の開催 【令和6年度】 ・7/18 Web講話 69人参加 「薬剤が心身に及ぼす影響を正しく理解しアセスメントにいかすために～薬剤の管理・服用、サプリメント等との飲み合わせを含めて～」</p>

長期目標 令和6～22年度 在宅医療と介 護の連携推進	短期目標 令和6～8年度 構成市町と連携 し、多職種連携の 場を構築します。	具体的施策	検討内容及び実施内容
2		(1) 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築	<p>(1) 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築</p> <p>○医療と介護の連携会議</p> <p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一関市医療と介護の連携連絡会 連絡会 令和6年4月30日資料送付（書面開催） 幹事会 第1回 令和6年5月22日</li> <li>・平泉町在宅医療介護連携会議 令和6年6月14日開催</li> </ul> <p>○在宅医療と介護等の従事者を対象とする医介連の会議や研修会等の開催</p> <p>①出前講座</p> <p>【令和6年度】</p> <p>実施回数6回 参加者の計 80人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6/20（参加者9人）・8/21（参加者12人）・8/28（参加者13人）</li> <li>・9/11（参加者18人）・10/9（参加者18人）・10/9（参加者10人）</li> </ul> <p>②在宅医療に係る情報交換会「ケアカフェ」</p> <p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9/21 「心のケアについて～精神的負担を軽減し、信頼関係を構築できる コミュニケーションとは～」 参加者27人</li> </ul> <p>③「広報いちのせき」に情報掲載 毎月【通年】</p> <p>④医療介護関係者の研修会</p> <p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8/31 「これからACP（人生会議）を進めるためには」 参加者123人</li> <li>・11/30開催予定「知っておきたい心筋梗塞のお話」</li> </ul> <p>⑤在宅医療・介護連携市民フォーラム</p> <p>【令和6年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11/2開催予定 「最期まで在宅で過ごすということをもに考える」 （平泉町）</li> </ul> <p>【令和6年度】</p> <p>①在宅医療介護連携講演会（令和6年11月30日開催）</p> <p>②介護講座</p>

<p>長期目標 令和6～22年度</p>	<p>短期目標 令和6～8年度</p>	<p>具体的施策</p>	<p>検討内容及び実施内容</p>
<p>3 認知症の人(若年性認知症の人を含む。以下同じ)への支援対策の推進</p> <p>○認知症に関する正しい知識と理解を深め、認知症の人が尊厳を保持し希望をもって暮らし続けることができよう、人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(共生社会)の実現を目指す。</p>	<p>認知症の人への早期対応、本人・家族支援体制を充実します。</p>	<p>(1) 認知症の人とその家族を支える地域づくり (2) 初期支援体制の推進 (3) 認知症の人と家族への支援</p>	<p>(1) 認知症の人とその家族を支える地域づくり ○認知症地域支援推進員による支援 【役割】 ・認知症に対する正しい理解と知識の普及啓発のための講話や認知症サポーター養成講座の開催、作成した通信の配布、FMあすもでの周知などの啓発 ・家族会・認知症カフェへの支援・普及啓発 ・窓口・電話相談や訪問による相談対応 【配置状況】 ・西部地域包括支援センター 1人(兼務) 認知症地域支援推進員を主業務とするもの(生活支援コーディネーター兼務) ・東部地域包括支援センター 1人(専従) ・さくらまち地域包括支援センター 1人(専従) ・一関市長寿社会課 2人(兼務) 生活支援コーディネーターを主業務とするもの ・世界アultzハイマナーに合わせ各図書館にて認知症特別展示を実施。 【令和6年度】 声かけ訓練等未定(年度末に実施予定) ○認知症サポーターの養成 住民の集まり、職域、学校で講座を開催。 ※数字は延べ件数 (令和6年10月31日現在) [一関市] 13,578人(計画:令和8年度15,000人) [平泉町] 2,737人(計画:令和8年度3,000人)  ○チームオレジン立ち上げ [一関市] 令和6年3月27日 1か所結成 ○キヤパメンメイの養成 認知症サポーター養成講座の講師役 (令和6年10月31日現在) [一関市] 115人(計画:令和8年度120人) [平泉町] 19人(計画:令和8年度20人) ○認知症ケアパスの普及 冊子版「あんしんガイドブック」及び概要版のリーフレット「あんしんガイド」の配布。</p>

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
<p>3 認知症の人(若年性認知症の下同じ)への支援対策の推進</p> <p>○認知症に関する正しい知識と理解を深め、認知症の人が尊厳を保持し希望をもつて暮らし続けることができよう、人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力のある社会(共生社会)の実現を目指す。</p>	<p>認知症の人への早期対応、本人・家族支援体制を充実します。</p>	<p>(2) 初期支援体制の推進 (3) 認知症の人と家族への支援</p>	<p>(2) 初期支援体制の推進 ○認知症初期集中支援チームによる支援 【設置目的】 ・専門職が認知症が疑われる人や認知症高齢者等とその家族を訪問し、本人や家族などの初期の支援を包括的・集中的に行う。 【設置場所】 ・一関西部地域包括支援センター(担当地域：一関・花泉地域、平泉町) ・一関東部地域包括支援センター(担当地域：大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域) 【チーム員】 ・専門医1人+専門職(保健師・社会福祉士等)2人以上の計3人以上で1チーム。 【令和6年度チーム員会議開催状況(奇数月開催)】 ・西部地域4回(協議件数10件) ・東部地域4回(協議件数8件)</p> <p>(3) 認知症の人と家族への支援 ○地域包括支援センターを中心とした相談窓口の周知 ○「認知症の人と家族の会」や「認知症カフェ」の運営支援・育成と必要な人への周知 ○チームオレジン立上げ及び運営支援 ○地域での見守り体制の構築・関係機関との連携強化 ○権利擁護の推進(日常生活自立支援事業や成年後見制度利用勧奨・周知)</p>

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
<p>4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けて取り組めます。</p>	<p>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進</p>	<p>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ○ 介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業の推進を図る。 (実績は令和6年10月末)</p> <p>① 訪問介護サービス・通所介護サービス ・ 訪問介護 32事業所で実施 ・ 通所介護 54事業所で実施 ② 緩和された基準の中で実施されるサービス (サービスA) ・ 2事業所で実施 (2事業所登録) ③ 住民主体サービス (サービスB) (件数、人数は令和6年10月末時点) [一関市] (通所) ・ 活動団体数 14団体 (令和8年度までの目標20団体) ・ 延べ利用者数 8,251人 (令和8年度までの目標15,000人) [平泉町] (通所) ・ 活動団体数: 14団体 ・ 延べ利用者数 9,204人 計画は10,000人目標 ④ 短期集中予防サービス (サービスC) (件数、人数は令和6年10月末時点) [一関市] (通所) ・ 4事業所へ委託し、1クール15回 (週1回×4か月) で実施 (令和8年度までの目標6事業所) ・ 延べ利用者数 340人 (令和8年度までの目標900人) [平泉町] (通所) ・ 1事業所に委託し、年間1クール (3か月×1回) 実施 ・ 延べ利用者数 112人 計画は130人目標 ⑤ 移動支援サービス (訪問型サービスD) [一関市] ・ 実施なし [平泉町] ・ 実施なし</p>

<p>長期目標 令和6～22年度</p> <p>4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進</p>	<p>短期目標 令和6～8年度</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けて取り組みます。</p>	<p>具体的施策</p> <p>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進</p>	<p>検討内容及び実施内容</p>
<p>○一般介護予防事業の推進 [一関市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般介護予防事業は、各地域それぞれ介護予防教室や健康相談・健康教育などを実施し、市民の介護予防の普及啓発に努めている。</li> <li>・いきいき百歳体操をメインに介護予防事業に取り組み「週イチ倶楽部」は、各地域に広がりを見せている。</li> <li>・通いの場活動団体教 93団体(令和6年10月末)</li> <li>・週イチ倶楽部活動団体教 一関市：77団体(令和6年10月末) [平泉町]</li> <li>・コソ骨筋教室、男の介護予防教室「平泉じいちゃん倶楽部」</li> <li>・介護予防ボランティア養成講座</li> <li>・通いの場活動団体教 令和6年度18団体</li> <li>・高齢者の茶話会「さくらの会」など</li> </ul> <p>○その他の事業の推進 [一関市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度週イチ倶楽部サポーター養成及びフロアアップ研修 2回コース2会場 参加者 98人(延べ)</li> </ul> <p>[平泉町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いきいき百歳サポーター養成講座を、介護予防の担い手養成とサポーターのフロアアップを兼ねて実施</li> </ul>			

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けて取り組みます。	(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	<p>(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進</p> <p>○体制整備などの準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係課（国保年金課、健康づくり課、長寿社会課）で実施に向けての協議を重ね、令和4年度より健康づくり課を主管課として事業を開始。</li> <li>・医療、介護、健康診査のそれぞれから把握した生活習慣病等の重症化リスクの高い高齢者を対象とした個別保健指導（ハイリスコアアプローチ）、また、介護予防教室等においての健康教育（ポピュレーションアプローチ）を実施</li> </ul> <p>[平泉町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係課（保健センター、後期高齢者医療担当部局）で実施に向けての協議を重ね、令和6年度より保健センターを主管課として事業を開始。</li> <li>・医療、介護、健康診査のそれぞれから把握した生活習慣病等の重症化リスクの高い高齢者を対象とした個別保健指導（ハイリスコアアプローチ）、また、介護予防教室等においての健康教育（ポピュレーションアプローチ）を実施</li> </ul> <p>○連携会議 国保年金課、健康づくり課、長寿社会課、地域包括支援センター（直営） 【令和6年度】 2回実施 7月16日（火） 令和7年1月16日（木） 予定</p>

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
<p>4 介護予防・日常生活支援総合事業の推進</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けて取組みます。</p>	<p>(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進</p>	<p>○関係機関との会議等 一 関市医師会、一 関歯科医師会、一 関薬剤師会との事業の打合せ 随時 ○事業実績 ・ハイリスクアプローチ データ分析から把握した生活習慣病等の重症化リスクの高い高齢者を対象とした個別保健指導 【令和6年度】(令和6年10月末) (生活習慣病・オーラルフレイル) 対象者 48人 保健指導延べ 55人 対象者 16人 保健指導延べ 16人 ・ポピュレーションアプローチ 介護予防教室等においての医療、介護、健康診査のそれぞれのデータ分析から把握した健康課題をテーマにした健康教育と健康状態の把握 【令和6年度】(令和6年10月末) (生活習慣病・オーラルフレイル) 実施回数 176回 参加者数 (延べ) 2,231人 実施回数 2回 参加者数 (延べ) 23人 [平泉町] ○事業実績 ・ハイリスクアプローチ データ分析から把握した生活習慣病等の重症化リスクの高い高齢者を対象とした個別保健指導 【令和6年度】 (高血圧) 対象者 8人 参加者数 (延べ) 8人 ・ポピュレーションアプローチ 介護予防教室等においての医療、介護、健康診査のそれぞれのデータ分析から把握した健康課題をテーマにした健康教育と健康状態の把握 【令和6年度】 (高血圧) 実施回数 18回 参加者数 (延べ) 180人</p>

長期目標 令和6～22年度 5. 生活支援体制 の整備・推進	短期目標 令和6～8年度 地域課題について話し合う場及び地域の支え合い活動を推進します。	具体的施策 (1) 生活支援体制の整備・推進	検討内容及び実施内容
			<p>(1) 生活支援体制の整備・推進 ○地域における生活上の課題について話し合う場の設置の推進 【一関市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に地域で結成されている地域協働体や福祉推進協議会など、地域の生活上の課題を話し合う場を協議体とすべく取り組んでいる。</li> </ul> <p>○生活支援コーディネーターの活動の推進 【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題の把握、整理・集約、話し合いのコーディネート</li> <li>・地域資源の発掘、多様な主体の参画の促進</li> <li>・課題解決のための他の地域や先進事例の情報収集</li> <li>・地域福祉コーディネーター（CSW）や認知症地域支援推進員などの多職種との連携</li> <li>・生活支援事例座談会（今年度実施予定）</li> </ul> <p>※地域協働体の好事例紹介 【配置状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一関市福祉部長寿社会課6人</li> <li>※認知症地域支援推進員との兼務職員を含む</li> <li>・生活支援コーディネーターを主業務とするもの 5人（うち認知症地域支援推進員兼務 2人）</li> <li>・認知症地域支援推進員を主業務とするもの 1人（生活支援コーディネーター兼務。西部地域包括支援センター常駐）</li> </ul> <p>平泉町保健センター 1人 合計 7人</p>

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
6 様々な生活形態に対応したサービス資源の確保	地域包括ケアシステムを推進し、高齢者の住み慣れた地域での暮らしを支えます。	(1) 住み慣れた地域で安心して暮らせるために必要な施設整備 (2) 介護人材の確保・育成・定着	<p>[一関市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の生活上の課題を話し合う場に積極的に参加し、情報提供や共有を行っている。</li> <li>地域の市民センターや通いの場などを訪問し、地域課題や資源、先進事例などの情報収集に努めている。</li> <li>地域福祉コーディネーター（CSW）や認知症地域支援推進員などと連携し、地域の福祉活動の推進に努めている。</li> </ul> <p>[平泉町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所Bの活動に参加しながら、団体の活動上の問題（活動拠点までの交通上の問題等）を解消するために支援。</li> <li>通所Bに移行していない百歳体操の団体をサポートし、移行できるように支援。</li> </ul> <p>○生活支援サービスの提供体制の構築</p> <p>[一関市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動を希望する高齢者等を対象とし、生活支援アシスタント養成講座を開催した。</li> </ul> <p>[平泉町]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所Bの団体において訪問Bに関心を持っている団体があることから、町としてのサポートを検討中。また、通所Bで買い物支援を実施する団体を増やせるか検討したい。</li> </ul>
			<p>(1) 住み慣れた地域で安心して暮らせるために必要な施設整備</p> <p>○認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） 計画：1ユニット・9人 現状：広域で設置候補者選定済</p> <p>○地域密着型特定施設入居者生活介護 計画：1ユニット 21人 現状：広域で設置候補者選定済</p>

長期目標 令和6～22年度	短期目標 令和6～8年度	具体的施策	検討内容及び実施内容
		<p>(2) 介護人材の確保・育成・定着</p>	<p>(2) 介護人材の確保・育成・定着 ○構成市町において、介護人材確保に向けて各種取組を推進 主な取組 (◎構成市町が連携して取り組むもの)</p> <p>[一関市](件数、人数は令和6年10月末時点) ①介護職への入職支援及び資格取得支援等 ・介護職員就職奨励金交付事業 212件 (令和8年度までの目標330件) ・介護職員研修奨励金事業 292件 (令和8年度までの目標390件) ・介護保険施設等人材育成支援事業 1事業所 ・介護人材確保奨学金補助事業 11名 ・医療介護従事者修学資金貸付事業 ②職場定着及び職場環境の改善、人材育成 ◎介護従事者向け研修(講演会、階層別研修) 【令和6年度】 ・4市町連携 介護従事者向けモチベーションアップ研修会 (令和6年12月実施予定) ③人材の掘り起こし(介護のすそ野の拡大) 【令和6年度】 ・介護担い手育成事業 介護体験セミナー、介護実践講座 (令和6年1月～2月実施予定) ・生活支援アシスタント養成講座 (令和6年9月実施)</p> <p>④介護の仕事の啓発及び魅力発信 ・ケアチャレンジの共催 (ふじさわ地域包括ケア研究会主催) ※開催見合わせ ◎福祉職進路選択セミナーの共催 (県と共催) ※県予算確保なしのため、開催見合わせ ・医療・介護職の魅力発信イベント (令和6年度刷新予定)</p> <p>[平泉町](件数、人数は令和6年10月末時点) ①介護職への入職支援及び資格取得支援等 ・介護職員研修奨励金事業 1件 (R8年度までの目標5件) ②職場定着及び職場環境の改善、人材育成 ◎(再掲) 介護従事者向け研修(講演会、階層別研修) ③人材の掘り起こし(介護のすそ野の拡大) ◎(再掲) 生活支援アシスタント養成講座</p>

長期目標 令和6～22年度 7 サービスの円滑な提供	短期目標 令和6～8年度 サービスが、円滑かつ効果的に提供される体制の構築を図ります。	具体的施策	検討内容及び実施内容
	<p>(1) 感染症対策の徹底と災害時における対応の強化</p> <p>(2) 高齢者の権利擁護の推進と介護者への支援並びにサービス向上のための各種会議や研修会の開催</p> <p>(3) 業務の効率化</p>	<p>(1) 感染症対策の徹底と災害時における対応の強化</p> <p>(2) 高齢者の権利擁護の推進と介護者への支援並びにサービス向上のための各種会議や研修会の開催</p> <p>(3) 業務の効率化</p>	<p>(1) 感染症対策の徹底と災害時における対応の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所へ感染拡大防止策の徹底とサービス提供継続の依頼（通知発出）</li> <li>○国県からの感染拡大防止策の情報の周知</li> <li>○運営指導</li> </ul> <p>(2) 高齢者の権利擁護の推進と介護者への支援並びにサービス向上のための各種会議や研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体拘束及び虐待の防止</li> <li>○サービス向上のための各種会議や研修会の開催</li> <li>・高齢者虐待対応に係る担当職員研修センター職員等対象）</li> <li>・岩手県権利擁護地域研修出席（同上）</li> <li>・事業所主催研修会への講師派遣（地域包括支援センター職員対応）</li> </ul> <p>(3) 業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する電子申請に対応するための準備を進める。</li> <li>○介護サービス事業者の経営の共同化や大規模化について検討する場の設定や手段についての検討を行う。</li> </ul>

長期目標 令和6～22年度 8 給付の適正化	短期目標 令和6～8年度 サービスの透明性 を高め、良質かつ適 正なサービスの水準 を確保します。	具体的施策	検討内容及び実施内容
		<p>具体的施策</p> <p>(1) 介護給付等費用適正化事業の実施</p> <p>(2) 指導監査、評価の実施</p>	<p>検討内容及び実施内容</p> <p>(1) 介護給付等費用適正化事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護給付適正化事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・縦覧点検及び医療情報との突合（国保連委託及び自主点検）</li> <li>・受給者への介護給付費通知の送付（3月）</li> <li>・ケアプラン点検の実施（2事業所）</li> <li>・要介護認定の調査技術の平準化（定期的に研修を実施）</li> <li>・住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査（年2回×10件）</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 指導監査、評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集団指導（全指定事業所対象） <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度 7/11総合事業集団指導会（県と合同開催）</li> <li>7/12地域密着型サービス（施設系）事業所集団指導会</li> <li>7/16地域密着型サービス（居宅系）事業所集団指導会</li> <li>7/19居宅介護支援事業所集団指導会</li> </ul> </li> <li>○ 運営指導（指定期間内に1回、施設系は3年に1回） <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度 52事業所 9/12～11/20訪問</li> </ul> </li> <li>○ 事業所におけるサービスの自己評価、外部評価及び公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては自己評価及び運営推進会議等において第3者の観点から評価</li> <li>・認知症対応型共同生活介護事業所においては自己評価及び外部機関による外部評価</li> <li>・運営指導時に実施状況を確認する</li> </ul> </li> </ul>